

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

付議の要旨

令和2年4月1日以後に締結する公契約について、下記のとおり適用する。

1 主旨

令和元年11月8日付で提出された令和2年度労働報酬下限額に関する意見書を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上の 工事請負契約	国土交通省定義の51職種技能 労働者のうち熟練労働者 公共 工事設計労務単価の85% 見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者 公共工事設計労務単価の軽 作業員比70% 上記に該当しない労働者 1,070円	、 : 現行と同じ : 1,130円	、 : 現行と同じ : 1,130円
(2) 予定価格 2千万円以上の 工事請負契約以 外の契約 (委託等)	1,070円	1,130円	<u>1,130円</u>

3 適用

令和2年4月1日以降に契約する案件から適用

4 今後のスケジュール(予定)

令和元年12月 企画総務常任委員会で報告
12月下旬 告示(今回の改定に基づく告示)
令和2年 3月 告示(公共工事設計労務単価の変更にに基づく告示)
4月 新労働報酬下限額適用開始